

令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度の目的

中山間地域等は、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、県民の生命と財産、豊かな暮らしを守っています。この多面的機能は、それぞれの地域で持続的に農業が営まれることで発揮されるものですが、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷などから、耕作放棄地の増加により、農業の存続、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、自然条件等から生産費が高い中山間地域等の生産条件の不利性を、交付金により直接的に補正し、多面的機能を確保するというのがこの中山間地域等直接支払制度の目的です。

2 県民の理解と実施状況の公表

この中山間地域等直接支払制度は、広く県民の理解を得るために、県において毎年、直接支払いの実施状況を公表することにしてしています。今回、県内の令和元年度の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

3 実施状況

(1) 制度の取組の推移

令和元年度の取組市町村は 30 (前年同数)、締結された協定は 598 (同)、協定面積は 5,576 ha (同 4 ha 増) でした。面積別内訳は田が 2,991 ha、畑が 2,586 ha であり、田・畑の割合は同程度です。

また、交付総額は約 7 億 5 千 3 百万円、1 市町村当たりの平均交付額は 2,509 万円、1 協定当たりの平均交付額は 126 万円となっています。

(中山間地域等直接支払制度の取組の推移)

項目	H27	H28	H29	H30	R元	
制度取組市町村数	30	30	30	30	30	
締結された協定数	集落協定	593	598	584	589	589
	個別協定	7	7	9	9	9
	合計	600	605	593	598	598
協定参加人数(人)	10,507	10,600	10,442	10,608	10,650	
協定締結面積(ha)	5,615	5,695	5,544	5,572	5,576	
交付金交付額(百万円)	750	763	746	749	753	

(農山漁村振興課調べ)

(2) 交付金の活用状況

中山間地域等での自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備のため、交付金の約半数(45%)が、協定参加者による共同活動に使われています。

集落協定の主な活動内容は、次表のとおりとなっており、農道の管理(96%：県内589集落協定に占める実施率、以下カッコ内同様)等の「水路、保全機能を高める取組」や、農地の法面管理(81%)、鳥獣被害防止対策(46%)等の「耕作放棄の防止等の活動」など、様々な活動に交付金が活用されています。

項目	内容	割合
耕作放棄地の防止等の活動	賃借権設定・農作業の委託	13%
	農地の法面管理	81%
	鳥獣被害防止対策	46%
水路、保全機能を高める取組	水路の管理	84%
	農道の管理	96%
国土保全機能を高める取組	周辺林地の下草刈	56%
保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け	44%

問い合わせ先

福岡県農林水産部農山漁村振興課
(中山間地域振興係)

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

Tel 092-643-3503

Fax 092-642-4605